

応諾義務について(案)

平成26年9月11日

応諾義務について

1. 概要

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者については、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととされており、「正当な理由」の範囲、内容について定めることが必要。
 - 「正当な理由」に該当するものとしては、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合を基本とする。
 - このうち、③については、個別具体の事例にもより、また、慎重に取り扱われるべきものであるが、特に
 - ・ 特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係
 - ・ 設置者・事業者による教育・保育の提供エリアの設定との関係
 - ・ 利用者による利用者負担と滞納との関係などに関し、運用上の考え方を整理することが必要となる。
- ※上乗せ徴収について同意が得られない場合等を除き、単に所得の多寡により受入を拒否することは「正当な理由」には該当しない。
- ※その際には、情報公表、措置制度の運用（児童福祉法）との関係、直接契約と委託の違い等についても留意。

2. 特別な支援が必要な子どもの受け入れに関する整理

- 子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的としていることから、障害児など特別な支援が必要な子どもについても、障害児施策等との連携を図りながら、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業において受け入れを進めていくことが基本となる。
- そのため、特別な支援が必要な子どもが特定教育・保育施設を利用することを希望する場合、これを受け入れることが基本となる。一方で、障害の程度等や施設側の受入能力等にかんがみると、いかなる子どもであっても、すべての施設・事業において自動的に受け入れるよう求めるのも、また現実的ではない。
- そのため、以下のような対応が考えられる。

①市町村計画に基づく受入体制の確保

- 基本指針では、新制度の実施主体である市町村に対し、特別な支援が必要な子どもの円滑な受入が進むよう、あらかじめ、その人数や特定教育・保育施設等における受入体制・人数(＝受入枠)に係る状況の把握を求めている。
- その上で、市町村計画に基づき、計画的な受入体制の確保が必要となるが、その際、例えば、以下のような確保方策が考えられる。
 - i) 障害児保育、私学助成に基づく特別補助等による障害児の受け入れ施設を中心に、障害児の受け入れ可能な施設を特定
 - ii) 公立施設(幼稚園、保育所等)において優先的に受入
 - iii) 施設・事業を特定せずに市町村が利用調整及びあっせん、要請により個別に対応

②情報公表による受入体制の周知(都道府県)

- 確認制度の一環として都道府県が行う情報公表において、障害児の受入等について記載、周知。

③利用者の支援(市町村)


- 市町村は、上記①・②を踏まえ、事前に特別な支援が必要な子どもの受入体制及び情報提供に努めるとともに、以下の方法により、保護者の利用を支援。

<保育の必要性の認定を受けた子ども>


- 市町村による利用調整の過程で対応。上記のように、調整に当たって、市町村は事前に障害児の受け入れ可能な施設・事業を把握することが前提。その上で、保護者に対して利用可能な施設・事業のあっせん。

<教育標準時間認定の子ども>

- 市町村は、保護者からの求め等に応じ、支援法に基づくあっせん、要請により受入に関する支援を行う。その際、障害児の受け入れ可能な施設をあっせんし、かつ、当該施設に受入を要請。

 これらのプロセスを経た場合、これらの子どもについては、基本的には受入可能となっていると考えられ、応諾義務との関係は発生しないと考えられるが、その上で、なお受入不可能な場合※、応諾義務違反は問われないことを基本とする。

※施設・事業者側に説明(挙証)責任

 こうしたプロセスを経ていない場合、利用申し込みがあった施設・事業者は、基本的に受入可能であれば受け入れることが求められ、不可能な場合、保護者に対して説明するとともに、市町村によるあっせんを推奨するか、運営基準において定められているように、他の施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じることが必要(こうした対応すらとらない場合、応諾義務違反に問われ得る)

3. 教育・保育提供エリアの設定との関係

- 幼稚園等においては、各施設の通園方法に応じた通園の長時間化の防止や安全確保、複数施設を運営する場合や近隣に他の教育・保育施設がある場合の適正配置への配慮などから、利用者の居住地に着目して通園標準区域(学区)を設定することがあるが、当該区域外で利用可能な他の施設がある場合にまで、あえて区域外の利用の申込みに全て応じることで求める必要はないと考えられる。

※上記2. の特別な支援が必要な子どもの受入の取扱いに留意。

- なお、幼稚園等においては、スクールバスの運行区域を設定することがあるが、送迎の実施自体が付加的な便宜として経営判断により行われるものであることから、当該区域外からの利用の申込みを断っても応諾義務違反にならないと考えられる。
- また、居宅訪問型保育事業については、その性質上、相手の居宅を訪問し、保育を提供する事業となっている。そのため、訪問可能な保育提供エリアを事前に設定している場合、当該エリア外からの利用の申し込みについては、断っても応諾義務に問われないことを基本とする。

※その際、障害児の受け入れに関しては、元々、居宅訪問型保育事業が受入を予定している障害児は、個別のケアが必要な子ども(=集団保育が困難)であることから、こうした子どもに保育を提供することが可能な施設・事業者は少ないことを踏まえて、設定する必要がある。

4. 居宅訪問型保育の特性との関係

- 居宅訪問型保育事業については、その性質上、相手の居宅を訪問し、保育を提供する事業となっている。そのため、密室での保育という居宅訪問型保育特有の保育環境に鑑み、保育者が安全かつ適正に保育が提供できないと判断される場合は、「正当な理由」に該当することとする。

※安易に断る理由としないよう留意

5. 利用者負担の滞納が見込まれる場合の申し込みの拒否（幼稚園・認定こども園・地域型保育事業）

- 幼稚園・認定こども園・地域型保育事業については、保護者と施設・事業者の直接契約に基づき教育・保育が提供されており、教育・保育の提供と利用者負担の支払とが契約上の対価関係にある。
- 契約が締結される際の前提として、利用者負担の納付が条件となるが、例えば、
 - ・ 家計が困窮している等の事情がないのにも関わらず、既に当該施設・事業所に対する利用者負担の支払いを長期間滞納している場合（兄弟が利用している場合等）、
 - ・ 利用者負担の全部又は一部を納付する意思がないことを明確に表明されている場合（上乘せ徴収不同意の場合を含む）

など、契約締結の段階で意図的な未納が相当程度の蓋然性で想定される場合については、利用者負担の適正な納付が見込めないものとして、「正当な理由」に該当し、利用申し込みを拒否することができることとする。

なお、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業については、次頁にあるとおり、滞納が発生した場合には、個別軽減（収入の激減等）による対応や、代行徴収の仕組みが取られることになるが、その上でなお、上記の状況が生じた場合については、他の直接契約施設と同様、利用申し込みを拒否することができることを基本とする。

※ 保育所については、公立・私立を問わず保護者と市町村間の契約となるため、市町村は児童福祉法に基づき保育所における保育の実施義務を負い、また、利用者負担の強制徴収の仕組みを設けていることから利用者負担の滞納見込みを理由として申し込みを拒否することはできない。

- この「意図的な利用者負担の未納が相当程度の蓋然性で想定される」ことについての説明責任は施設側にあり、十分な根拠もなく未納が想定されるというだけでは「正当な理由」には該当しないものと考えられる。

（例えば、単に低所得者である場合や、兄弟の際に未納があったとしても既に完納している場合などは、これのみをもって「未納が相当程度の蓋然性で想定される」とは言えない。）

- 利用者負担の滞納が見込まれるとの理由で当該施設での利用申し込みの受入れを拒む場合には、当該施設は適切な措置を速やかに講じる必要があるが（運営基準第6条第5項）、この場合は他の施設への紹介ではなく、市町村にその理由等を含めて連絡することが適当。

その際、市町村において、利用者負担の所得階層の確認や利用者負担見込み額の教示、個別軽減（収入の激減等）に該当するかどうかの確認、対応を行うことが必要である。

なお、2号認定・3号認定子どもについては、市町村が保育の実施義務を負うことに変わりはないため、市町村において一般の保育所への利用のあっせん等の措置を講ずることが求められる。さらに、一般の保育所の空きがない場合等、そのような措置を取った上でなお、保育の提供が困難な状況が発生した場合については、児童福祉法第24条第6項に規定する「措置」の対象とすることも想定される。

(参考)利用開始後の未納への対応

- 前頁は申し込み時点で「意図的な未納が相当程度の蓋然性で想定される」場合の取扱いであるが、幼稚園・認定こども園・地域型保育事業において教育・保育の提供が開始されて以降、保護者による利用者負担の悪質な滞納が継続するような場合には、必要な手続きが適切に行われることを前提に、施設・事業者において利用契約を解除することも可能である。
 - この場合、利用契約の解除に伴うトラブルを未然に防ぐ観点から、契約書類や園則などに契約の解除事由(退園理由)をあらかじめ記載しておくことが適切と考えられる。
 - ただし、幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園、地域型保育事業については、施設の請求により市町村が代行徴収できる仕組みが法定されており、市町村が適切に代行徴収を行っている間は、施設の判断で利用契約を解除することは基本的に認められない。
 - また、利用契約を解除する場合であっても、特に2号認定・3号認定の子どもに係る場合は、施設・事業者から市町村に事前に通知することとし、市町村において個別軽減(収入の激減等が認められる場合の緊急的な所得階層区分の変更)や一般の保育所への利用のあっせん等の措置を講じることが求められる。さらに、一般の保育所の空きがない場合等、そのような措置を取った上でなお、保育の提供が困難な状況が発生した場合には、児童福祉法第24条第6項に規定する「措置」の対象とすることも想定される。
- ※ 保育所については、公立・私立を問わず保護者と市町村間の契約となるため、市町村は児童福祉法に基づき保育所における保育の実施義務を負い、また、利用者負担の強制徴収の仕組みを設けていることから利用者負担の滞納による利用契約の解除をすることはできない。

4. 参照条文

◎子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（市町村によるあっせん及び要請）

第42条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

※特定地域型保育事業者についても、第39条において同じ規定

◎教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

（二）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（1）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（抜粋）

また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。